小割生け簀整備委託業務に係る公募について（公告）

次のとおり受託者を公募します。

令和７年２月１７日

香川県水産試験場

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　場長　三木　勝洋

１　公募に付する事項

(1) 委託業務名　　　小割生け簀整備業務

(2) 委託期間　　　契約締結日～令和７年３月３１日（ただし、本件の契約に係る予算について、次年度への繰越しが議会で可決されたときは、令和７年９月３０日まで）

(3) 委託業務の内容　別添「3m小割6面生け簀の整備業務仕様書」のとおり

２　応募資格

次に掲げる要件を満たす者とします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

(2) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

　　　① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者。

　　　② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者。

(4) 香川県税に滞納のない者（香川県税の納税証明書〔未納のない旨の証明〕を提出すること。ただし、応募意思表明書の提出時点において競争入札参加資格者名簿に登載されている者は提出しなくてよい。）

(5) 当該業務遂行に必要なノウハウを有し、かつ、事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織及び人員を有している者。

(6) 平成３１年４月１日以降、本業務と同程度以上の業務を受注する契約を締結し、かつ、これを誠実に履行した者(契約締結等の写の提出が必要。)

３　応募方法

応募意思表明書(様式１)を香川県水産試験場に持参又は郵送（期間内必着）により提出してください。

【持参の場合】

(受付期間)　令和７年２月１７日(月)から令和７年２月２５日(火)まで(土・日曜日、祝日を除く。)

(受付時間)　8:30～12:00、13:00～17:15

　【郵送の場合】

　　(受付期間) 令和７年２月１７日(月)から令和７年２月２５日(火)17：15まで

※応募意思表明書提出後の書類提出などは、別途指示します。

４　契約の方法

(1) 応募意思表明書を提出した者が１者の場合は、単独随意契約の方法により契約を締結します。

(2) 応募意思表明書を提出した者が２者以上ある場合は、指名競争入札又は競争見積りの方法に

より契約相手を選定した上、契約を締結します。

５　契約書作成の要否

　　要します。

６　電子契約の可否

可とします。

　　電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を電子メールにより、下記メールアドレスに令和７年３月２１日(金)午後4時までに提出すること。その際、メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書（小割生け簀整備業務）」とすること。

提出先：suisanshiken@pref.kagawa.lg.jp

７　応募・照会先

〒761-0111　香川県高松市屋島東町７５－５

香川県水産試験場　総務課

ＴＥＬ：０８７－８４３－６５１１

ＦＡＸ：０８７－８４１－８１３３